名城公園指定管理者 募集要項

令和5年6月 (令和5年7月14日 修正版) 名古屋市 緑政土木局

目 次

はじめ	かに
1	管理運営業務の対象となる区域及び施設 1
2	管理運営方針
3	業務内容
4	応募資格
5	管理の基準
6	指定期間及び管理経費
7	指定管理者と名古屋市の責任分担等 1 3
8	応募方法
9	応募に関する留意事項
10	選定方法
1 1	スケジュール (予定)
12	協定の締結
13	その他
1 4	問い合わせ先

はじめに

名古屋城天守閣の眼下に広がる名城公園は、終戦後いち早く名古屋市の中心部における総合公園として計画決定され、その整備が行われてきました。昭和6年に開園して以降、都会の中で、四季折々の花や自然、歴史を感じ、スポーツやレクリエーションを楽しめる場所として多くの市民に親しまれています。

名城公園内にある名城公園フラワープラザは、「第6回全国都市緑化なごやフェア」(愛称「緑・花・祭なごや'88」)の記念施設として、また、都市の生活の中にとりいれる花の知識・技術等をひろめる普及啓発施設として、昭和63年9月30日の同フェア開催と同時に開館しました。敷地内のモデルガーデンや室内花壇には、草花・ハーブ等が植栽されています。館内は、花を中心にした展示・講習会が開催され、現在は、花の普及啓発施設、喫茶コーナーなどの便益施設として利用されています。

また、名城公園は令和8年に開催される「第20回アジア競技大会」の会場となる愛知県体育館の移転、名古屋城関連事業の展開など再整備が進められており、令和13年に名城公園開園100周年を迎えるにあたり、名城エリアを歴史・観光・文化・スポーツの拠点とし名城エリアのポテンシャルを高め一層の誘客につなげる必要があります。

名城公園の管理業務について、より一層のサービスの向上と経費の削減、業務の効率化を目指すために、名古屋市都市公園条例(昭和34年名古屋市条例第15号)第18条の3第1項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 管理運営業務の対象となる区域及び施設

(1)管理区域

管理運営業務の対象となる区域は、別添「管理区域図」に示すとおりとします。

なお、本募集より市道名城公園線第2号以南の南地区(藤棚が並ぶ「藤の回廊」と「市民の森」)及び二の丸東駐車場(藤の回廊含み、駐車場部分除く。)の区域が管理区域に追加されます。

また、令和8年度のアジア大会、令和13年度の名城公園開園100周年に合わせて名古屋市が整備工事を行うため、指定管理期間中に一部管理区域が変更となる場合があります。※整備工事の概要については、追加資料の令和3年11月18日土木交通委員会説明資料「名城公園北園の再生について」を参照してください。

(2)施設概要

ア 名 称 名城公園

所 在 地 名古屋市北区名城一丁目、中区二の丸

敷 地 面 積 167,800㎡

施 設 概 要 芝生広場 17,400㎡

子どもの広場 800㎡

※令和5年度整備工事により拡大予定

おふけ池	$1 1, 4 0 0 \text{ m}^2$
有料公園施設 (野球場)	$8, 761 \text{ m}^2$
ランニングコース	1, 270 m
ハナショウブ・カキツバタ園	$7~0~0~\text{m}^2$
花の山	$1, 200 \text{ m}^2$
ナチュラルガーデン	$1, 414 \text{ m}^2$
藤の回廊	$3, 100 \text{ m}^2$
市民の森	$22, 000m^2$

駐車場 普通車54台(うち、身障者用3台)(管理許可施設)

 $5~2~\text{m}^2$

イ	名	称	名城公園フラワープラザ		
	所 在	地	名古屋市北区名城一丁目2番25号(名5	成公園	園内)
	建 築	年	昭和 63 年		
	建物概	要	敷地面積	6,	360 m^2
			建物面積		$9\ 3\ 2\ \text{m}^2$
	構	造	鉄筋コンクリート造平屋建		
	施設概	要	サニールーム		1 8 4 m²
			アトリウム		$2\ 1\ 0\ \text{m}^2$
			花工房		$1\ 2\ 7\ \text{m}^2$
			身障者用便所他		
			モデルガーデン	1,	3 8 0 m ²
			水景施設		$2\ 2\ 3\ \text{m}^2$

2 管理運営方針

以下の方針に従い、管理運営を行っていただきます。

事務室

(1) めざす公園像

地域の安全・安心と安らぎをはぐくむ名古屋の中心公園

- ・市の中心部に位置しながら、四季折々の花や豊かな緑に含まれた公園
- ・名古屋城という名古屋の歴史的拠点を支える品格のある景観
- ・人々の遊び、憩い、スポーツなど様々な利用形態を受容する公園
- ・災害から周辺住民の命を守る、安全・安心な公園

(2)維持管理方針

北園エリアを一元的に管理運営できる体制をつくります。

園地や植物の管理については、当初の栽培意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、 適正に持続・育成するよう必要な管理を行います。特に四季のイベントとして人気の高いサ クラやフジ、チューリップなどについては、毎年楽しんでいただけるような栽培管理に努め ます。 施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、特性を 十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設に応じた年間 管理計画を立て、点検・管理を行います。

周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型で効率的な維持 管理を目指します。

(3) 運営管理方針

施設利用者の満足度を高め、多様なニーズに応えるため、利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れます。また、名城公園の自然環境を保護し、園内花壇等を保全するため、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型の運営管理を推進します。

公園内の施設間の連絡を密にし、協力して運営します。

3 業務内容

指定管理者は、次の事項の業務を行うこととします。

(1) 指定管理業務

指定管理業務とは、以下に掲げられた業務のほか、指定管理者自らが企画・提案し、名古屋市に採用された事業をいいます。詳しくは、別添の名城公園指定管理者業務仕様書(以下「業務仕様書」といいます。)「1 指定管理業務」をご覧ください。

- ※様式10~様式15により、施設の管理運営について具体的な提案を記述してください。
- ※業務ごとの目的・対象・内容、管理運営の水準、業務実施にあたっての注意事項、職員の 配置その他業務の履行方法等、及びそれらに伴う指定管理料の変更等については、必要に 応じて協議により変更することがあります。
- ア 緑化の普及・啓発事業、イベント、協働事業等の実施
- イ 広報業務
- ウ 施設等の維持管理業務等
- エ 行為許可に関する業務
- オ その他の業務

(2) 自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等(指定管理業務として実施する催事等を除きます。)を実施する事業、売店や自動販売機などを設置し、公園利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる事業をいいます。指定管理者は、これらの自主事業を実施することができます。詳しくは、業務仕様書「2 自主事業」をご覧ください。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し、必要な許可等を得る必要があります。その際、名古屋市都市公園条例に定める使用料(以下「許可使用料」といいます。)等を名古屋市に支払う必要があります。ただし、都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる、業としての撮影の行為許可使用料は利用料金として指定管理者の収

入となります。

※様式16により、自主事業について具体的な提案を記述してください。

<参考>主な許可使用料

(現) 喫茶ニ	ローナーの許可	「使用料(管理許可)	1 ㎡あたり約 11, 177 円/年(注 2)
(注1)			
駐車場の許可	可使用料(管理	里許可)	車路以外の面積 1 m あたり約 742 円/年
自動販売機の	の許可使用料	(設置許可)	1 ㎡あたり 21,000 円/年
その他の	管理許可		1 ㎡あたり約 11, 177 円/年(注 2)
許可使用	設置許可		1 ㎡あたり約9,780円/年(注2)
料	行為許可 業としての撮影 又は利用 (利用料金制) 料金の基		写真:撮影者1人あたり基準額1,300円/日
			動画:1 件あたり基準額 15,000 円/日
			料金の基 (注4)
	準額 (注 3)		※撮影に伴い都市公園の一部を独占する場
			合は、1 ㎡あたり8円/日を加算
		催事等	物販又は参加料等金銭を徴収する場合:1 m²
			あたり 32 円/日
			その他:1 m あたり8円/日

- (注1) 許可使用料の対象となる面積は、原則として提案した施設として使用する面積です。 ただし、施設の利用実態に応じて、許可使用料を減額又は免除することがあります。 また、無料施設として活用する場合、使用料は徴収しません。
- (注 2) 許可使用料は、公園の土地の評価額により算出されます。上記に令和 5 年度の土地 の評価額により算出した許可使用料を掲載していますが、評価額の改定に伴い、許可 使用料の額が変更される場合がありますので、許可使用料支払いの目安としてくださ い。
- (注3) 行為許可を得る必要がある場合については、「指定管理業務による催事等及び自主事業承認基準」を参照してください。
- (注 4) 基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額までの範囲内において、指定 管理者が市長の承認を得て定める額とします。
- ※名古屋市が許可使用料の改定又は算出方法の見直し等を行い、許可使用料を変更した場合は、変更後の許可使用料に基づき納付していただきます。

4 応募資格

(1) 応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体(以下「法人等」といいます。)、若しくは複数の法人等によるグループとし、個人での応募は受け付けません。複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表法人等を定めてください(他の法人等は、当該グループの構成団体とします。)。

次に掲げる資格要件を満たさない法人等は、応募資格を有しません。また、各資格要件を 満たさない法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。申請団体が応 募資格を有しない場合は失格とします。

なお、アからケまでの資格要件は、申請書類の提出期限の日現在をもって確認を行います。

- ア 破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号の規定のいずれかに 該当する事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない こと。
- エ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない こと。
- オ 募集の公表を開始した日から候補者選定(選定結果の通知の日を指す。以下同じ。)まで の間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の期間がない者であること。
- カ 最近の2年間において、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を 滞納していないこと。
- キ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導を除きます。)を受けてから1年を経過しない者でないこと。
- ケ 健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入していること(各保険について加入する義務 がない者を除きます)。
- コ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている者でないこと。
- サ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(19 総行経第 9 号)に基づく排除措置対象法人等でないこと。
 - ※確認時にアからコの各資格要件を満たしていた場合でも、候補者選定日までの間に満たさなくなったことが判明した場合、その申請団体は失格となります。
 - ※指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し 照会します。確認時にサの資格要件を満たしていた場合でも、指定までの間に、警察本部 長からの通報により、指定管理者の指定からの排除要請があったときは「名古屋市が行う 公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」の規定に より候補者としないことがあります。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象 法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則とし て指定の取消しを行います。

(2) 応募条件

単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

(3) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として 認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと名古 屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令等(名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則(昭和34年名古屋市規則第14号)、都市公園法(昭和31年法律第79号)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)、都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)、名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法(昭和23年法律第186号)ほか施設管理関係法規、労働基準法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)ほか労働関係法規、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、その他関係法令等)を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

(2)業務の委託

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの(主たる部分は除きます。)については、この限りではありません。

(3) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行していただきます。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置していただきます。

- (ア)本施設の指定管理業務を総括する所長(総括責任者)を配置すること。所長は、正規 の職員に限ること。
- (イ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても 名古屋市の指示に従って連絡調整を行える体制をとること。また、緊急時及び災害時に おける対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検及び安全対策等 について実施すること。
- (ウ) 甲種防火対象物の防火管理者を配置すること。

※現在の管理運営体制については別添「参考資料」を参照してください。

イ 情報の保護

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年名古屋市条例第 41 号)第 12 条の規定及び個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 51 号)第 66 条の規定により、情報の安全管理のために必要な措置を講ずる 義務が課せられます。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、 自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終 了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 備品等の管理

(ア) 備品の貸付及び使用

- a 名古屋市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定 管理者はそれを使用することができます。
- b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。
- c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合又は 故障等により安全に使用できないと判断された場合、原則として、名古屋市はその代替 として新たな備品の貸付を行わないため、指定管理者は、名古屋市との協議により、当 該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達し配置してください。この場合 において、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった備品の廃棄は、 名古屋市が廃棄決定した後、原則、指定管理者により廃棄していただきます。
- d 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。
- e 指定期間終了後、貸付備品及び c 又は d により指定管理者が調達した備品は名古屋市 に返還していただきます。

※貸付予定備品については、別添「参考資料」を参照してください。

(イ) 取得した備品の帰属等

(ア) c 又はd により指定管理者が調達した備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。

また、指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料又は利用料金で購入し、当該備品を本業務の実施に供することができます。この場合において、指定管理者が取得した当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理は、(ア)の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理業務に係る経費以外の 経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することが できます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備 品を撤去してください。

(ウ) 車両について

本業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

カ環境配慮体制

「指定管理者、PFI 事業者及び委託業者に係る環境配慮の取組要領」を遵守し、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めてください。

キ 災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関(以下「関係機関」といいます。)との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとと もに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行っていただきます。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたっていただきます。また、 名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

c 指定緊急避難場所等の運営

名城公園は、地震・火災における指定緊急避難場所(広域避難場所)として指定を受けているので、震度5強以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所として指定された場所を速やかに開放していただくとともに、被災時には地域防災活動への協力など対応していただきます。

現段階では、指定避難所に指定されていませんが、災害発生時の状況によっては、事後的に指定避難所として指定されることがあるなど、随時、当該施設に災害応急活動への協力を求める可能性があるため、指定避難所の運営等に準ずるなどして、それに協力するよう努めてください。

その他、指定避難所等に準じた役割を持つ施設に位置付けられた場合は、それぞれの 役割に沿った運営を行ってください。

なお、名城公園は広域応援部隊集結(活動)拠点として指定されているので、被災時に は空地と進入路の確保など地域防災活動への協力など対応していただきます。また、名 城公園南遊園は緊急時へリコプター離着陸可能場所に指定されています。

d その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

災害等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(イ) 事故への対応

a 予防段階

指定管理者は、事故等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、 対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、 名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施していただき ます。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたることとします。

c その他

名古屋市が早急な資料の作成等緊急の対応を求めた場合は、依頼内容について迅速かつ的確に対応してください。

事故等発生時の対応等により生じた費用は、原則として指定管理者の負担とします。

(4) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者 の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告していただきます。

また、名古屋市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表していただきます。

(5) 事業計画書の作成・提出

指定管理者は、指定期間満了までの全体事業計画書(以下「全体事業計画書」といいます。) 及び指定期間中の各年度別の事業計画書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。

全体事業計画書は、指定管理者指定申請の際に提出された事業計画書に替えることができます。

(6) 事業報告書等の作成・提出

指定管理者は、指定期間中の各年度終了後、事業報告書を作成し、名古屋市が指定する期日までに提出していただきます。また、名古屋市は、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に臨時に報告書の提出又は説明を求めることがあります。

(7) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、施設の管理運営に関する 自己評価を実施し、名古屋市に報告していただきます。

(8) 名古屋市による業務評価の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営 状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理 運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、指定管理者が法令・協定等を遵守しない場合、又は指定管理者の管理水準が、業務仕様書その他名古屋市が示した条件及び指定管理者が作成する事業計画書等の内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、名古屋市は毎年度実施した評価の結果及び指定期間を通じた総合評価を公表するとともに、次期指定管理者の公募にあたって、審査の対象として活用します。

(9) 監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、本施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(10)暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(11)障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、本業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 及び愛知県障害者差別解消推進条例に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推 進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定)に準じて、不当な差別的取扱いの禁 止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間

(2)管理経費

ア 指定管理業務に係る経費

指定管理業務に係る経費は、名古屋市から支払う指定管理料で賄っていただきます。また、行為許可(都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る)に伴い利用者から支払われる利用料金は指定管理者の収入となります。ただし、指定管理業務の経費以外に充てることはできません。

収支計画書(様式18及び様式19)により指定管理料を提示してください。

自主事業による収益等を、指定管理業務に係る経費に還元していただくことも可能です。 名古屋市は指定管理料について、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額 を参考に、会計年度(4月1日から3月31日まで)毎に指定管理者と協議を行い、各年度協定 書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不 足が生じても、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限 り変更しないこととします。

しかし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとします。

- (ア) 指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき
- (イ) 指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき
- ◆これまでの名古屋市の本施設に関する指定管理料の支払い実績、指定管理業務にかかった経費の実績(今回追加する区域を除きます。)並びに今回追加する区域に関する業務委託料や光熱水費、修繕工事費等の実績(人件費は見込んでいません。)を示しますので、計画書作成の参考にしてください。
- ◆本施設の修繕工事費(税込価格)の年間の総額は、1,140万円を基準額とします。 また、本施設の修繕工事費の年間最低執行額は920万円とします。修繕工事費は、年間 最低執行額を下回ることはできません。

修繕工事費の提示額が、年間の**基準額を下回る場合**は、収支計画書(様式 19)に、その 理由を記載してください。

○指定管理料支払い実績等

(金額単位:千円)

	指定管理料	収益還元	指定管理業務に			
年 度	(注1) (注3)	(指定管理業	かかった経費	うち	うち	
		務に充当)		光熱水費	修繕工事費	
平成30年度	115, 138	740	116, 386	17, 778	11, 365	
令和元年度	115, 817	740	116, 876	17, 447	11,961	
令和2年度	115, 817	0	115, 614	18, 987	13, 830	
令和3年度	(注2)118,172	0	118, 160	16, 683	12,078	
令和4年度	115, 528	758	116, 310	13, 826	11, 114	

(注1) 自主事業にかかる経費(自主事業にかかる人件費、光熱水費を含みます。)は、

指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。 収支計画書の作成にあたっては、指定管理料提示額に、自主事業にかかる経費を 含まないでください。

- (注2) 愛知県体育館の建築整備に伴い指定管理区域を縮小し光熱水費も削減となりましたが、漏水による水道料の不足額を補填しています。
- (注3) 指定管理料は、下表の消費税率に基づく実績です。

年度	消費税率
平成30年度	8%
令和元年度以降	10%

- ※1 指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率(10%)を基に算定し、提示額(税 込価格)としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定書に定める指定 管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額と します。
- ※2 令和5年度に園内便所すべてにトイレットペーパーホルダーを設置します。トイレットペーパー補充にかかる参考価格を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

トイレットペーパー補充費用(紙代含む) 1室あたり13,500円/年

※トイレットペーパーホルダー設置室数 24室

○今回追加区域の業務委託料実績等

(金額単位:千円)

項目	実 績	備 考	
植物管理等	3, 518	令和4年度実績(剪定・伐採・中低木刈込・生垣刈込・	
		除草) (注1)	
清掃管理	2, 663	平成5年度予定(公園・便所3箇所)(注2)	
小規模修繕	252	令和3年度~令和4年度実績平均	
藤の回廊再生管理	8, 206	令和4年度	
光熱水費	1, 918	令和4年度実績(電気265千円・水道1,653千円)(注3)	
計	16, 557		

- (注1) 今回追加区域は、名古屋城に隣接しているため管理頻度を上げています(除草7回/年※柵より水堀側4aは3回/年、カラタチの生垣刈込3回/年)。
- (注2) 令和5年2月南園に便所を1箇所増設(通常管理)し、二の丸東駐車場便所は改修工事後、令和5年2月より1日2回の清掃及びペーパー補充を行う質の高い管理を行っているため、清掃管理については、令和5年度の予定金額を記載しています。ただし、この金額にはペーパー代は含まれていません。
- (注3)(注2)により水道料金は増える可能性があります。

参考: 令和4年5月支払分302, 152円、令和5年5月支払分424, 298円 ※各2か月分

○利用料金実績

令和5年度より行為許可(都市公園条例第4条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る)

の使用料を指定管理者の収入(利用料金)としています。利用料金の積算にあたっては、 令和4年度の撮影に係る許可件数実績【写真撮影:63件、動画撮影:11件】を参考にしてく ださい。

イ 賃金水準の変動への対応

指定管理業務にかかる各年度の人件費(自主事業にかかる経費を除きます。以下、同。) について、雇用形態別の賃金水準を図る指標を基に算出した変動率を用いて各年度の増減 額を算出し、次年度の指定管理料において、それに対応した増減(賃金水準が下がった場 合は減額)を行います(以下、この仕組みを「賃金スライド制度」といいます。)。

賃金スライド制度は、指定期間の2年目以降の人件費に適用します。また、適用の範囲は、 労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとし ます。ただし、指定期間の初年度の人件費の1.0%分までの金額は、指定管理者等の負担と なります。

賃金スライド制度に基づく指定管理料の増減額の算定のため、対象人件費等計算書(様式20)に必要事項を記入のうえ提出してください。提出後の対象人件費等計画書の変更は原則として認めません。

なお、収支計画書及び対象人件費等計算書には指定管理業務にかかる各年度の人件費の 賃金水準の変動による増減額は計上しないでください。

指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づく指定管理料の増額を希望する場合は、別途申請書の提出が必要となりますのでご留意ください。

賃金スライド制度の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトの「指定管理者制度に おける賃金スライド制度運用の手引き」(※)をご参照ください。

※ https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0.html に掲載

ウ 自主事業にかかる経費

自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできません。

工 管理口座

- (ア)管理運営業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座 で管理してください。
- (イ) 自主事業にかかる経費及び収入は、(ア) の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 有料公園施設の使用料について

有料公園施設(野球場)に係る料金は、使用料として名古屋市の収入となります。

7 指定管理者と名古屋市の責任分担等

(1) 責任分担

指定管理者と名古屋市の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と名古屋市の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない 責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとしま す。

責任分担表 (凡例:◎・・・主たる責任のある項目、○・・・主ではないが責任のある項目)

項目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	0	○ 条例・規則事項
広 報	©	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	©	
施設の物品管理	©	
行為許可 (都市公園条例第4条第1項第1 号に掲げる行為に係るもの)	©	
行為許可 (都市公園条例第4条第1項第2 号及び第3号に掲げる行為に 係るもの)	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整等に関すること	○ 許可に関すること
苦情等対応	©	0
事故・事件対応	0	0
施設の修繕等	◎ 1 箇所あたりの修繕工事費 (税込価格)が 250 万円を超 えないもの (注)	○ 左記以外のもの
災害復旧	○ 応急復旧の実施	0
管理瑕疵	©	
損害賠償保険等への加入	©	
包括的責任管理者 (管理報疵を除く)		0
広域防災拠点の役割 ・広域応援部隊集結(活動)拠点	©	○ 指示等
指定緊急避難場所等の役割	©	○ 指示等

指定管理者の行う自主事業	©	
--------------	---	--

(注)本施設の修繕工事費(税込価格)の年間の総額は、1,140万円を基準額とします。 また、本施設の修繕工事費の年間最低執行額は920万円とします。修繕工事費は、年 間最低執行額を下回ることはできません。

設備等の増減を伴うもの又は30万円を超えるものについては、事前に名古屋市と協議が必要です。また、1箇所あたりの修繕工事費(税込価格)が250万円を超えない工事であっても、年間の総額が基準額を超える場合は、別途、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

(2) 損害賠償責任

指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は 第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するも のとします。

また、名古屋市は、指定管理者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者が加入するものとします。

(3) 電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、指定管理者が直接、電気、水道等の供給 事業者(以下「供給事業者」といいます。)と締結してください。ただし、供給範囲が本施 設以外の区域に及ぶなど、指定管理者が直接供給事業者と契約することが適当でないと名古 屋市が判断した場合は、名古屋市が供給事業者と契約し、指定管理者は、本施設に係る光熱 水費を指定管理料から名古屋市に納入していただくことがあります。

8 応募方法

(1)募集要項の公開

募集要項は令和5年6月5日(月)から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

(2) 応募説明・施設見学会

本施設について、ご希望の方を対象に、応募説明・施設見学会を行います。詳細については、別添「応募説明・施設見学会のご案内」をご参照ください。

応募説明・施設見学会への申込みの有無が、指定管理者の選定に影響を及ぼすことはありません。

(3)参加表明書の受付

指定管理者に応募を予定する方は、指定管理者公募参加表明書(様式 1)及び指定の書類(書類 No. 2~7)(以下「参加表明書等」といいます。)を必ず提出してください。

参加表明書等の提出のない方は指定管理者指定申請書の受付ができませんのでご注意ください。

ア 受付期間:令和5年6月5日(月)から令和5年7月6日(木)までの午前9時から午 後5時まで

(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「名古屋市の休日」といいます。)は除きます。)

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

名古屋市役所 西庁舎 5 階 緑地利活用課までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(4) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間:令和5年6月5日(月)から令和5年7月14日(金)まで

イ 受 付 方 法:質問票(様式 22) に質問事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」までEメールにて送信してください。

ウ 質 問 回 答: 質問に関する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて、令和5年7月14 日(金)までに順次回答します。

(5) 追加資料の配布

応募を予定する方に対し、下記の資料を送付させていただきます。

ア 受付期間:令和5年6月5日(月)から令和5年7月6日(木)まで

イ 受付方法: 追加資料 配布申込書(様式23) に記入のうえ、「14 問い合わせ先」までE メールにて送付ください。

※件名を「名城公園指定管理者募集追加資料配布申込」としてください。

○追加資料

公園緑地日常点検の手引 (R5.4)

公園施設定期点検の手引(R5.4)

令和3年11月18日土木交通委員会説明資料「名城公園北園の再生について」

※追加資料は一部変更になる場合があります。

(6) 指定管理者指定申請書の受付

指定管理者に応募をする方は、名古屋市公園施設指定管理者指定申請書(様式 6)及び指定の書類(書類 No.9~11)を必ず提出してください。

ア 受付期間: 令和5年7月3日(月)から令和5年7月21日(金)までの午前9時から午 後5時まで(名古屋市の休日は除きます。)

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

名古屋市役所 西庁舎5階 緑地利活用課までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(7) 応募書類等

以下のとおり、必要な書類を提出してください。様式8~様式20は米マイクロソフト社のワード又はエクセル(いずれも2016以前のバージョン)で作成し両面印刷(カラー印刷可)で簡易な製本(糊・テープ綴、ステープラー留め不可。クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め等で製本)としてください。なお、枚数制限がありますのでご注意ください。また、下表のデータ欄に○がついているものについては、データ(各様式のワード又はエクセルデータ及び書類No.2~7、書類No.10をそれぞれまとめたPDFデータ)をCD-ROM又はDVD-ROMであわせてご提出ください。

参加表明時に提出

書類	応募書類様式・枚数制限		データ	提出部数	
No.		探八・仪数制版	7-3	正	副
1	指定管理者公募参加表明書	様式1:1ページ	_	1	1
2	法人等の概要 1	様式 2-1:1ページ 様式 2-2:一	0	1	5
3	法人等の概要 2 (グループ応募の場合のみ)	様式 3-1:1ページ 様式 3-2:一	0	1	5
4	共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ)	様式4:1ページ	_	1	1
5	・定款又は寄附行為(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類) ・法人又は団体のパンフレット	_	_	1	5
6	 ○法人にあっては、 ・登記事項証明書 ・過去2年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※未納がない証明でもよい ※新型コロナウイルス感染症等の影響により、納税の猶予を受けている場合は、「納税の猶予許可証明書」又は「徴収猶予許可通知書」等でもよい ・過去3年間の貸借対照表及び損益計算書 ○その他の団体にあっては、 ・上記書類に相当する書類 			1	5
7	財務状況概要	様式5:-	0	1	5
	書類 No. 2~7 の PDF データ (一つのファイル)	こまとめること。)	0	_	_

指定管理者指定申請時に提出

書類	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
No.) — <i>9</i>	正	副
8	名古屋市公園施設指定管理者指定申請書	様式 6 (第 14 号様 式):1ページ	_	1	1
9	宣誓書	様式7:1ページ	_	1	1
10	事業計画書一式	様式 8~19 様式 8~13, 15~17:2 ページ 様式 14:4ページ 様式 18:1ページ 様式 19:4ページ	0	各1	各8
	書類 No. 10 の PDF データ(一つのファイル)	にまとめること。)	0	_	
11	対象人件費等計算書	様式 20: —	0	1	8

選定結果公表後に提出(候補者に選定された団体のみ。募集要項9-(10)参照)

提出書類	様式・枚数制限	データ	提出部数
提案の概要	様式 24	0	1

9 応募に関する留意事項

(1)募集要項等の承諾

募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾したうえで、申請書類を提出してください。

(2)接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する名古屋市職員及び本件関係者に対して、本件応募について の接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(3) 複数提案の禁止

本施設への提案は、1団体につき一つとし、複数の提案はできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合等の対応

応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

(6) 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(9) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の応募書類の著作権は、当該団体に帰属します。

(10) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

申請団体の応募書類等について行政文書公開請求があった場合その他名古屋市が必要と認める場合は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。

行政文書公開請求等に対する公開・非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例の ほか名古屋市情報公開審査会において示された答申を参考に、名古屋市において判断します ので、特に必要がある場合を除き、意見照会を行いません(名古屋市情報公開条例及び名古 屋市情報公開審査会答申については名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。)。

なお、候補者に選定された団体は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」(様式 24)を作成し、名古屋市に提出していただきます。名古屋市は、名古屋市会(以下「市会」といいます。)において管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

(11) 事業計画書記載にあたっての留意点

アできるだけ具体的に記載してください。

- イ 法人等 (グループ) において、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ウ 業務の内容については、募集要項、業務仕様書等を参照してください。
- エ 様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

10 選定方法

(1)選定の手順

ア 資格確認、書類内容の確認及び照会

応募書類提出後、名古屋市の事務局(担当部署)(以下「事務局」といいます。)において、応募登録事項、応募者の資格、提案された内容が募集要項に従って記載されている

か、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを確認します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者(募集要項4-(1) ア〜コ)の提案については失格とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項9-(2)又は(5)に抵触 した場合などは、提案に事務局が意見を付けたうえで、以後の審査を行います。

イ 選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例(平成28年名古屋市条例第16号)に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の公園緑地部会(以下「選定委員会」といいます。」)を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

(ア) 第1次審査(書類審査)

資格確認等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を 判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この 時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項10-(2)に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【選定方法】

各委員の採点と管理実績に対する加(減)点の合計点数(以下「得点数」といいます。) が高い順に順位点を付け(注)、以下の方法で順位を決定します。

- (注)順位点については、得点数が1位は1点、2位は2点、3位は3点というように得点数が高いほど順位点は低くなります。
 - ① 順位点の合計の少ない順
 - ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
 - ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
 - ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則2者を第2次審査の対象として選定します。

(イ)第2次審査(ヒアリング審査)

第1次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行います。プレゼンテーションにおいては、パワーポイントの使用も可としますが、使用の際は「14 問い合わせ先」まで事前にご相談ください。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目、選定方法は第1次審査と同じです。

ウ 選定結果の通知・公表

名古屋市は、指定管理者の候補者(第2次審査の第1位通過者)並びに次点候補者(第2次審査の第2位通過者)を選定したときは、すべての応募者に対して通知します。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員

- ③ 候補者及び次点候補者として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等(名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲 げる非公開情報部分を除く。)
- ⑥ 候補者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

エ 指定管理者の指定

名古屋市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について市会の 議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を 行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点候補者と協議を 行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとと もに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(2)選定の基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

【審查項目】

Ţ	頁 目	審査の主な視点	配点	割合
		・施設の役割・特性の把握	5 点	
基本事項		・公園経営に対する理解	5 点	10%
		・応募者の管理運営能力	10 点	
指		管理運営職員の配置、役割分担	15 点	20%
	管理体制	・団体内のサポート、人材育成	10 点	
	及び協働	・市民、地域、企業等との協働の実績	15 点	
		及び今後の方針		
指定管理事業		・施設管理の考え方	15 点	
	具体的な	・植物管理の考え方	15 点	450/
		・利用者サービス向上の考え方	20 点	
	管理方針	・緑の普及・啓発事業への取組み	10 点	45%
		・めざす公園像への取組み	10 点	
		・魅力の増進策、利用の促進策	20 点	
自	主事業	・自主事業の提案	10 点	10%
		・自主事業の収支及び収益の還元	10 点	
収	支 計 画	・経費節減策	10 点	15%
		・年間収支計画	20 点	
合 計				100%

※自主事業の計画(様式16)は、上記表「自主事業」の項目として採点を行うが、その内容のうち、その実施が指定管理業務内の施設運営や企画における魅力増進・利用促進に直接的につながりうるものは、上記表「指定管理事業」の「具体的な管理方針」の項目

としても採点対象とする。

【管理実績に対する加(減)点】

現行指定管理者である団体等が、今回の募集において同一施設に応募した場合は、本年度に行われる指定管理者評価会における、現行指定期間を通じた管理実績の評価に基づき、第1次審査において以下のような4段階の加(減)点をします。

〈採点基準〉

※指定管理者評価会での業務評価結果に基づき、提案書審査合計得点に加(減)点します。

この場合、審査配点 200 点+管理実績点 10 点の合計 210 点満点となります。

(3) 名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会公園緑地部会委員

氏 名	所 属
岩山 恭子	一般社団法人 日本公園緑地協会 理事
小鹿 誓子	公認会計士
加藤 義人	岐阜大学工学部 客員教授
桜井 種生	一般財団法人 日本造園修景協会 東海支部 副支部長
千頭 聡	日本福祉大学 特任教授

(五十音順、敬称略)

11 スケジュール(予定)

募集の公告 : 令和5年6月5日(月)

募集要項等配布期間: 令和5年6月5日(月)~7月21日(金)質問事項の受付期間: 令和5年6月5日(月)~7月14日(金)参加表明書の受付: 令和5年6月5日(月)~7月6日(木)

応募説明・施設見学会 : 令和5年6月20日(火)

指定管理者指定申請書の受付 : 令和5年7月3日(月)~7月21日(金)

第1次審查: 令和5年8月下旬

(選定委員会、書類審査)

第2次審查: 令和5年9月上旬

(選定委員会、ヒアリング審査)

市会における議決: 令和5年11月市会指定管理者の指定(告示): 令和5年12月下旬業務引継ぎ: 令和6年2月~3月協定の締結: 令和6年4月1日(月)

指定管理者による管理の開始 : 令和6年4月1日(月)

12 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、協定を締結します。

(1)協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び応募書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管理者が 行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。

協定には、次の事項を規定するものとします。

ア総則

協定の目的、公共性の趣旨の尊重、指定期間、法令・協定等の遵守義務及び遵守すべき 規定、信義誠実の原則、権利譲渡の禁止

イ 管理業務の具体的内容

指定管理者の表示、業務の範囲、業務の内容等の変更、第三者への委託

ウ 管理費用として名古屋市が支払う金額

指定管理料(支払方法、金額の変更、返還)、賃金水準の変動への対応、執行について協議する経費

エ 管理業務に従事させる者の職務の内容等

職員の配置

オ 個人情報の保護のために講じる措置の内容

情報の保護及び公開、秘密の保持、管理用カメラの管理及び運用

カ 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

名古屋市と指定管理者の責任分担、損害賠償、第三者への賠償、賠償にかかる求償、不可抗力発生時の対応

キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除

ク 備品の取扱い

備品の貸付及び使用、取得した備品の帰属等

- ケ 緊急時等における対応
- コーその他

苦情の処理、利用者満足度等の把握、提出資料等、調査及び是正勧告、名古屋市による評価の実施及び公表、暴力団及びその関係者からの妨害等への対応、暴力団の施設利用における措置、原状回復義務、監査委員等による監査、業務の引継ぎ、団体における法人格変更への対応、重要事項に係る事前協議、協定書の変更、協議等

(2)協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市 はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと認められる場合

- ウ 著しく社会的信用を失うに至った場合
- エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

13 その他

(1)団体の法人格の変更

団体の法人格が変更(法人格の取得も含みます。)される場合は、原則として市会の議決を 経たうえで再度指定を行います。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、 その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるこ とがあります。

- (ア) 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき
- (イ) 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見 込みがないと名古屋市が判断したとき
- (ウ) 指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員 の職務の執行を妨げたとき
- (エ)「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除 要請があったとき
- (オ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- (カ) その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと名古屋市が認めるとき

イ 違約金等

- (ア) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するととともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。
- (イ) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者 に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

(3) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び指定管理者は 誠意を持って協議するものとします。

(4)業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供そ

の他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、指定管理者の負担とします。

14 問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

電話番号 052-972-2492

E-mail a2489@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※募集に係る問い合わせにつきましては、上記アドレスあてEメールにてお願いします。